平成２８年（フ）第３７０号
和歌山県有田郡有田川町大字黒松406番地
債務者　岩尾　正子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３７８号
和歌山市湊５丁目12番13号
債務者　榎本　眞澄
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９２６号
愛知県あま市森３丁目11番地13
債務者　柴山　守弘
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９２７号
愛知県あま市森３丁目11番地13
債務者　柴山　孝子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８２８号
東京都足立区六月２丁目25―２―509
債務者　坂本　由美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９２９号
東京都中野区江古田３丁目８―２―202
債務者　森川眞理子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３２２号
東京都大田区大森西６丁目13―２―301
債務者　荒川　厚一
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９１４号
東京都品川区東中延１丁目５―２　第１アイビーマンション　307
債務者　小野　浜子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１号
東京都町田市鶴間３丁目12番地11南町田ハイツ102
債務者　篠原あき子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５１６号
静岡県袋井市湊303番地　ベル21　102号室、前住所静岡県浜松市東区和田町843番地の３川原マンション301
債務者　吉田　香織
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３０１号
東京都調布市上石原１丁目３番地５グランドールＧＴ209
債務者　平林　孝文
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２００号
沖縄県宜野湾市新城１丁目23番８号
債務者　古波藏千春
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第６９７１号
東京都世田谷区野沢４丁目２―10―301
債務者　進藤紗惠子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６６８号
横浜市港北区新横浜１丁目23番地５　ベラルーチェ新横浜804
債務者　加藤惠美子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７８０号
横浜市青葉区奈良５丁目８番地19　緑山コートⅡ　101
債務者　今野　駿慶
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５号
横浜市鶴見区菅沢町３番29号　ファミーユ鶴見103
債務者　野本みやび
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部